

会報 全住協

2022
9月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

第51回全国大会(福岡)開催のご案内

当協会は、下記のとおり第51回全国大会(福岡)を開催いたします。今回は、団体会員である九州住宅産業協会が幹事協会として準備を進めており、福岡市で開催いたします。多数の会員の参加をお待ちしております。

1. 全国大会・記念講演・懇親会

開催日 令和4年11月10日(木)
会場 ホテルオークラ福岡
4F「平安の間」
福岡市博多区下川端町3-2
TEL 092-262-1111
時間 ①式典 14:00~15:30
②記念講演 15:40~16:40
③懇親会 18:00~20:00
記念講演 テーマ「サステナブルな時代の
新しい建築デザイン」
講師 建築家、九州大学大学院准教授
BeCatデザインラボ長
末光 弘和氏
参加費 1名 10,000円

2. エクスカーション

「山口／下関観光コース」
門司港レトロ散策～門司港・下関～ふく
会席～赤間神社参拝～村田蒲鉾買物ほか
～福岡空港・博多駅

開催日 令和4年11月11日(金)
参加費 1名 10,000円

3. 記念ゴルフ大会

コース設計の名匠、赤星四郎氏が手がけた
最高傑作とも言われ、毎年8月には男子プロ

ゴルフツアー「KBCオーガスタ」が開催されます。

昨年、コース及びバンカー改修工事が終了、
生まれ変わった人気の高いコースです。

開催日 令和4年11月11日(金)
会場 芥屋ゴルフ倶楽部
福岡県糸島市志摩芥屋1-1
TEL 092-327-0261

参加費 1名 10,000円
(プレー代・売店等は、各自現地
にてお支払いください。)

4. 宿泊

- ・ホテルオークラ福岡
- ・デュークスホテル中洲
- ・エスペリアホテル福岡中洲
- ・西鉄イン福岡
- ・三井ガーデンホテル福岡中洲
- ・博多エクセルホテル東急

(各ホテル手配数に限りがあり、手配数に達し
次第、締め切りとなります。)

5. 参加申込み及び問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611

目次

・第51回全国大会(福岡)開催のご案内・・・	1	・令和5年度不動産・建設経済局関係 予算概算要求概要……………	6
・令和5年度国土交通省税制改正要望事項・・	2	・宅地建物取引士法定講習(WEB講習)について・・	8
・令和5年度住宅局関係予算概算要求概要・・	5	・協会だより……………	10

国土交通省税制改正要望事項

【要望】

現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長する。また、譲渡価額の要件につき、上限を800万円に引き上げる。

リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)

【特例措置の内容】

リート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

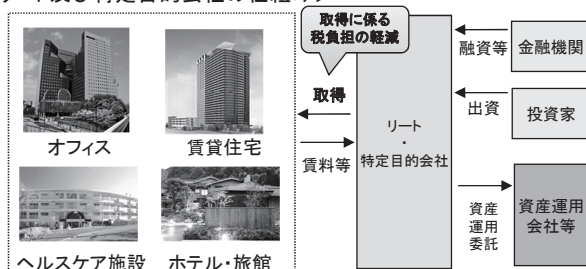
[登録免許税]

移転登記に係る税率を軽減
(本則2%→1.3%)

[不動産取得税]

課税標準から3/5控除

<リート及び特定目的会社の仕組み>



【要望】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)

【特例措置の内容】

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。

[登録免許税]

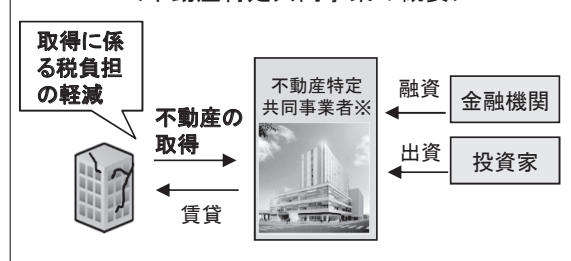
税率軽減

- ・移転登記：2%→1.3%
- ・保存登記：0.4%→0.3%

[不動産取得税]

課税標準から1/2控除

<不動産特定共同事業の概要>



※不動産の再生等を行う。

【要望】

- ・現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。
- ・不動産取得税の軽減対象に保育所を追加する。

【豊かな暮らしの実現と地域の活性化】

(住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設(固定資産税)

【要望の概要】

管理計画認定マンションその他の一定の要件を満たすマンションについて、必要な修繕積立金が確保され、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が実施された場合に、次の特例措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)講じる。

[固定資産税]

当該マンションの建物部分について、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の固定資産税額を1/3減額する。

空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

【特例措置の内容】

[所得税・個人住民税]

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋(昭和56年5月31日以前に建築され、相続の開始の直前(※)において被相続人の居住の用に供されていたもの)を相続した

国土交通省税制改正要望事項

相続人が、当該家屋(耐震性のない場合は耐震改修をしたものに限り、その敷地を含む。)又は除却後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除。(令和5年12月31日までの譲渡が対象)

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、入所の直前

【要望】

- ・ 現行の措置を4年間(令和6年1月1日～令和9年12月31日)延長する。
- ・ 売買契約等に基づき譲渡後一定期間内に耐震改修工事又は除却工事が行われる場合、工事の実施が譲渡後であっても適用対象とする。

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)

【特例措置の内容】

買取再販で扱われる住宅等に係る不動産取得税(事業者の取得に係るもの)について、以下の通り減額。

【住宅部分】

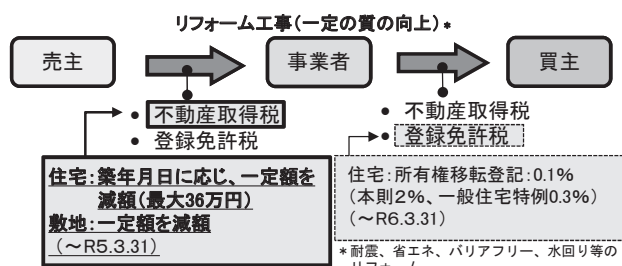
築年月日に応じ、一定額を減額(最大36万円)。

【敷地部分】

一定の場合(※1)に、税額から一定額(※2)を減額。

※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合。

※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。



【要望】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

【特例措置の内容】

〔不動産取得税〕

- ・ 家屋: 課税標準から1,200万円控除/戸。
- ・ 土地: 税額から一定額(※)を減額。

※150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額。

〔固定資産税〕

5年間、税額を1/2～5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準: 2/3)。

<上記の各特例措置の対象は、国からの建設費補助を受けていること等、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅に限る。>

【要望】

現行の措置を2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)延長する。

【安全・安心なグリーン社会の実現】

(災害に強い強靱な国土・地域づくり)

耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

〔固定資産税〕

耐震診断義務付け対象建築物で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助を受けて耐震改修工事を完了したのものについて、工事完了の翌年度から2年間、税額を1/2減額(改修工事費の2.5%を限度)。

【要望】

現行の措置を3年間(令和5年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

●国土交通省ホームページ

〔URL〕

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001498645.pdf>

令和5年度住宅局関係予算概算要求概要

1. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、**住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進**を図る。

(1) 省エネ対策

【新築】

- ・共同住宅版のLCCM住宅整備への支援
- ・フラット35における省エネ基準適合の融資要件化
- ・公営住宅のZEH化への支援[継続]
- ・中小工務店によるZEH等の整備への支援[継続]

【リフォーム】

- ・地域の関係団体が連携して行う省エネリフォームへの重点支援制度
- ・公営住宅・UR賃貸住宅の省エネ改修への支援[継続]
- ・既存ストックにおける先導的な省エネ改修・再エネ導入への支援[継続]

(2) 木材利用の促進

- ・地域材の活用促進の支援の強化
- ・建築物の木造化に関する比較検討への支援
- ・優良な木造建築物等の整備支援[継続]

2. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

災害が激甚化・頻発化している状況等を踏まえ、**安全な住まいとくらし**を推進する。

(1) 防火対策

- ・既存建築物の火災対策改修支援

(2) 防災・減災対策

- ・ハザードエリア内に存する危険住宅の移転促進
- ・災害復興住宅融資等の金利引下げ
- ・水害時の一時避難場所整備の支援
- ・住宅・建築物の耐震改修への支援[継続]

(3) 密集市街地対策

- ・未接道敷地、斜面地等における対策の促進
- ・官民連携による広場整備の促進

(4) 市街地再開発事業

- ・市街地再開発事業における施設の適切な管理等の政策課題対応への支援を強化

3. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保に向け、**住宅セーフティネット機能の強化や子供を産み育てやすい住まいの実現**を図る。

(1) 住まいのセーフティネット

- ・セーフティネット登録住宅への支援を強化
- ・居住支援活動への支援拡充
- ・小規模な地方公共団体が行う公営住宅の建替事業への技術支援

(2) 子供・子育て

- ・子供の安全・安心の確保等に資する共同住宅整備支援[継続]
- ・地方公共団体と住宅金融支援機構が連携した子育て世帯向け住宅取得支援[継続]

(3) バリアフリー

- ・不特定多数の者が利用する既存建築物のバリアフリー改修等への支援[継続]
- ・バリアフリー改修等への支援によるサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進[継続]

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

居住者のニーズに合致した**良質な住宅ストックの形成と、ストックの円滑な流通・活用**が可能となる市場を整備する。

(1) 空き家対策

【活用促進】

- ・空き家の利活用等のために、NPOや民間事業者等が行う調査、改修、除却への支援を強化
- ・空き家の活用・除却に向けたフィージビリティスタディへの支援

住宅局関係予算概算要求概要

【除却円滑化】

- ・地方公共団体が行う空き家の除却への支援を強化

【地方財政措置】

- ・除却後の跡地について地方公共団体が固定資産税を軽減する場合等への支援

(2) マンションの管理適正化・再生円滑化

- ・修繕工事の実施が不十分なマンション等における地方公共団体と連携した管理適正化の取組みを支援
- ・外壁剥落の危険性があるマンション等を再生する場合の支援を強化

(3) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- ・住宅政策の推進に資する地域金融機関の取組みへの支援[継続]
- ・良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援[継続]

5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

社会全体のデジタル化に向け、**住宅・建築分野におけるIT活用等の新技術実装**等を進

め、**生産性の向上**を目指す。

(1) DX等の推進による生産性向上

- ・都市・不動産分野のDXと連携した建築BIMの社会実装の加速化
- ・DX推進により労働環境向上を図る中小工務店への支援
- ・IoT技術を活用した先進的な住宅の整備への支援[継続]

(2) 建築行政手続のDX

- ・建築確認のオンライン化の推進[継続]
- ・中間・完了検査の遠隔実施や定期報告制度のデジタル化の推進[継続]

(3) 住宅・建築分野における国際展開

- ・新興国等における事業展開の可能性調査や研修会開催等への支援[継続]

●国土交通省ホームページ

[URL]

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001498912.pdf>

不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

令和5年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

1. 所有者不明土地等対策の推進

所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化等を図るため、改正所有者不明土地法に基づいて市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等の所有者探索、事業コーディネート、管理不全状態の解消等に対する補助等に要する経費を要求。

(1) 改正所有者不明土地法における新制度

- ・市町村による所有者不明土地対策に関する計画の作成制度
- ・行政的措置(代執行等)を可能とする制度
- ・低未利用土地の有効利用に取り組む法人の指定制度

(2) 所有者不明土地等対策事業費補助金

(3) 推進法人の普及促進のための調査

2. 地籍整備の推進

災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍整備の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)に基づく地籍調査等に係る経費を要求。

(1) 第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の推進

- ・重点施策分野に関する事業実施予定地域等を対象として地籍調査を推進
- ・新たな調査手続の活用、効率的な調査手法の導入の促進

不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

(2) 予算の効率的・効果的な執行

- ・予算配分の重点化
- ・社会資本整備との連携強化

3. 地価公示の着実な実施

地価公示は、一般の土地の取引価格の指標や課税評価の基準等の役割を担う我が国の土地評価における基幹となる制度であり、適正な地価の形成に寄与するため、全国26,000地点についての毎年1月1日時点における正常な価格の判定の着実な実施に係る経費を要求。

4. 不動産IDの利活用・情報連携促進

不動産DXの基盤として、各不動産の共通コードである「不動産ID」の社会実装を進めるため、不動産IDの利活用の促進に係る経費を要求。

【事業内容】

不動産IDと不動産関連情報の紐付けの促進に向けた環境整備に係る技術実証や、事業者や自治体等の幅広い主体におけるユースケースの発現のため、IDのユースケースの発掘・横展開を実施。

5. 建設産業の働き方改革の推進

建設業は将来の担い手確保が喫緊の課題であるため、魅力的な産業となるよう、建設業における実態調査、担い手確保に向けた建設業の魅力発信、建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用した処遇改善の促進等、働き方改革の推進に係る経費を要求。

- ・適正な工期設定等による働き方改革の推進[継続]
- ・建設技術者の働き方改革の推進[拡充]
- ・地方の入札契約改善推進事業[拡充]
- ・建設産業の担い手確保に向けた建設業への入職・定着の促進[拡充]
- ・建設キャリアアップシステムの普及促進や適正な雇用関係の促進[拡充]

6. 建設産業・不動産の海外展開の推進

我が国の建設・不動産のさらなる海外展開を推進するため、政府間での対話や取組みを

通じた周辺諸外国の「ビジネス環境の整備」及び、我が国企業の具体的な「ビジネス機会の創出」、さらに「我が国不動産企業の海外展開の強化」等に係る経費を要求。

(1) ビジネス環境整備

- ・二国間建設会議等の開催
- ・制度整備・普及支援・人材育成

(2) ビジネス機会創出

- ・中堅・中小建設企業の海外進出支援
- ・パートナー国と連携した第三国への展開
- ・建設業の国際競争力強化に向けた検討

(3) 我が国不動産企業の海外展開の強化

- ・不動産企業の国際ビジネス支援

7. 土地・不動産情報ライブラリの構築

不動産取引に際し、参照される情報は、不動産取引価格情報に加え、防災情報や周辺施設に関する情報等多岐に渡り、現状では散在している。これらの土地・不動産関連情報を誰もが簡易に、地図上に重ね合わせて表示するシステムの開発に係る経費を要求。

- ・地価公示や不動産取引価格に加え、防災情報、都市計画情報、周辺施設情報等、土地・不動産に関する情報を地図上に分かりやすく表示する土地・不動産情報ライブラリの構築を行う。
- ・土地総合情報システムの令和5年度末のリプレイスに合わせて、取引価格情報提供機能等をライブラリに統合。

8. 宅地建物取引業免許申請等のオンライン化

行政手続申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、宅地建物取引業における免許申請等手続のオンライン化を推進するためのシステム整備に係る経費を要求。

●国土交通省ホームページ

[URL]

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001498904.pdf>

宅地建物取引士法定講習(WEB講習)について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、宅地建物取引士に対する法定講習について、特例措置として教材を交付した自宅学習及び効果測定による講習を実施してまいりましたが、国土交通省からの通知「宅地建物取引士に対する法定講習に関する取扱いについて」を受けて、9月22日開催分から、WEBを使用した講習(WEB上で講習動画視聴及び確認テスト受検)を開始いたしました。なお、当協会では座学講習は行いませんのでご注意ください。

宅地建物取引士法定講習(WEB講習)実施概要

1. 受講期間

講習日(新取引士証の交付日)を期限として
14日間

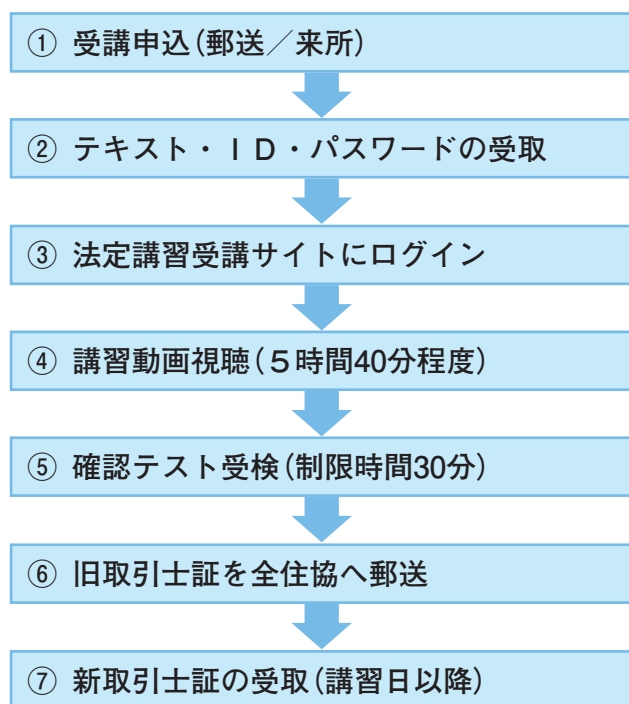
2. 講習修了要件

受講期間内に以下の(1)及び(2)を満たした方は修了となります。

- (1) 講習動画(5時間40分程度)の視聴完了
- (2) 確認テストの合格

※全30問(○×方式)のうち7割(21問)以上
正答で合格(合格するまで再受検可)

3. 受講の流れ



4. 申込要件

(1) メールアドレスをお持ちの方

受講ページに初回ログインする際にメールアドレスの登録が必要となります。講習動画の視聴完了及び確認テストを合格した方には、受講期間終了後、登録いただいたメールアドレスに講習を修了した旨のメールを送付いたします。メールアドレスを持っていない方は受講できませんのでご注意ください。

(2) PC環境が以下①～⑤のシステム動作環境に対応している方

- ① OS
Windows8.1/Windows10
- ② ブラウザ
Chromium版Edge/Google Chrome/Mozilla Firefox
- ③ ブラウザ設定
cookieの使用許可/ActiveXコントロールの使用許可/JavaScriptの使用許可
- ④ 画面解像度
1024×768 High Color(16bit)以上
- ⑤ ネットワーク速度
1 Mbps以上

5. 問合せ

(一社)全国住宅産業協会 事務局
03-3511-0611

令和4年12月16日(金)実施予定の宅地建物取引士法定講習のご案内

12月16日(金)宅建法定講習実施予定

対応者	項 目	11月		12月																								
		29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
1	全住協 テキスト 発送	●																										
2	受講者 テキスト 受取		●																									
3	受講者 受 講 期 間					●																						
4	受講者 旧宅建士証 発送					●																						
5	全住協 新宅建士証 発送																		●									

1. 講習日(新取引士証交付日)

令和4年12月16日(金)

2. 受講期間

令和4年12月3日(土)～16日(金)

3. 受講対象者

東京・埼玉・千葉・神奈川・静岡の各都県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成34年12月16日から平成35年6月15日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

4. 申込受付開始

令和4年10月上旬

※申込受付開始は当協会ホームページでお知らせいたします。

5. 申込方法

郵送(現金書留)又は来所

※必要書類など、申込方法の詳細については下記URLをご参照ください。

https://www.zenjukyoo.jp/archives/class/application_common.pdf

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送(現金書留)での申込みを推奨しております。来所での手続きを希望される場合は、必ずお電話(03-3511-0611)の上お越しくださいますようお願いいたします。

6. 注意事項

(1) 確認テスト合格後、「修了」の表示になっていることを必ずご確認ください

受講期間内に講習動画視聴完了及び確認テストに合格すると、受講ページに「修了」と表示されます。表示されない場合、講習修了となっていない可能性がございますので必ずご確認ください。

(2) 取引士証がお手元のない期間が生じます

新取引士証は、講習日(交付日)以降の送付となります。**講習修了及び旧取引士証の到着を確認できた方から新取引士証を郵送いたします。**旧取引士証を発送いただいたから新取引士証がお手元に到着するまで、取引士証がお手元のない期間が生じますのでご注意ください。

※早期に講習修了及び旧取引士証を郵送していただいても、新取引士証の郵送は講習日(交付日)以降となります。

※新規又は返納済みの方は確認テストの合格を当協会で確認後、講習日(交付日)以降に新取引士証を送付いたします。

7. その他

取引士資格を登録した時、又は前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先(業務に従事する宅地建物取引業者)」に変更がある方は、登録している都県に変更登録申請の手続きをしてください。

協会だより

委員会開催状況

〔戸建住宅委員会〕

日 時 令和4年7月29日(金)15:00～17:00
場 所 主婦会館
議 事 「戸建分譲市場2022年後半の展望～需要減退・建設コスト高時代突入における戸建分譲の事業戦略とは～」の講演並びに事業説明を行った。

住所変更

会 社 名 (株)藤木工務店
新 住 所 〒160-0016 東京都新宿区信濃町35
信濃町煉瓦館5F
T E L 03-3357-1611(従来どおり)
F A X 03-3357-1837(従来どおり)

代表者変更

会 社 名 (株)サポート・ワン
新代表者 明本 真吾

会 社 名 千代田スバック(株)
新代表者 小高 勝

会 社 名 (株)プラザサービス
新代表者 内山 浩二

会 社 名 住宅産業信用保証(株)
新代表者 井上 雅夫

会 社 名 (株)つなぐネットコミュニケーションズ
新代表者 森谷 和徳

社名変更

旧 社 名 (株)MDI
新 社 名 (株)アーキテクトディベロッパー

旧 社 名 L i f e & S t y l e (株)
新 社 名 L i f e S t y l e (株)

訃報

永嶋康雄当協会常務理事 逝去

当協会常務理事の永嶋康雄氏(株)グローバル・エルシード 代表取締役会長)が8月28日、逝去された。享年59歳。既に葬儀は執り行われ、10月16日に東京の京王プラザホテルで「偲ぶ会」が催される。

詳細は下記URLをご参照ください。

[URL]

<https://www.zenjukyo.jp/topics/article-20474>



業務日誌

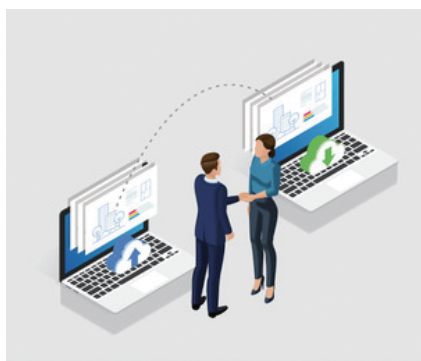
7月21日(木)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅制度研修)を開催。(主婦会館+オンライン)
22日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(八重洲博多ビル)
26日(火)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(にぎわい交流館AU)
	・伝わる!響く!プレゼンテーション実践研修を開催。(東京文具共和会館+オンライン)
29日(金)	・戸建住宅委員会を開催。(主婦会館)
8月2日(火)	・部下は上司で変わる!人財を活かす部下育成研修を開催。(連合会館)
3日(水)	・不動産後見アドバイザー「フォローアップ研修」を開催。(主婦会館+オンライン)
5日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(アイワンビル)
8日(月)	・不動産流通セミナー(兼全住協安心R住宅制度研修)を開催。(オンライン)
19日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(かでの2・7)

会報 全住協 通巻113号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和4年9月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

アットホーム(株)：不動産業務総合支援サイトATBB(アットビービー)



★不動産業務をワンストップでフルサポート

国内最大級の「アットホーム不動産情報ネットワーク」へのゲートウェイとして物件情報の登録・公開(B to B)、検索・入手・公開(B to C)ができる加盟・利用店専用のプラットフォームです。

<https://business.athome.jp/service/atbb/>

さらに、ATBBをご導入いただくと不動産業務に役立つ様々なサービスが利用できます。(別途料金)

- 謄本取得支援サービス
- マンション評価
- 地盤情報レポート
- 土地建物評価
- 収益評価(一棟)

価 格

アットホーム不動産情報ネットワーク入会金：30,000円(税別)

月額利用料金：エリアによって異なります。

※お問い合わせください(管轄の営業所よりご連絡いたします)。

全住協ビジネスネットワーク特典

アットホーム不動産情報ネットワーク入会金 無料

問合せ先 業務推進グループ：吉田 剛

T E L 045-330-3410

E-mail ty04738@athome.co.jp

(株)エグジスタンス：電気式床暖房「ゆかうらら」



新素材！ 電気式床暖房「ゆかうらら」

住宅はもちろんのこと、医療現場でのご採用実績があります。SDGsの目標に沿い、安心して使い続けることができる、これからの時代の電気式床暖房です。

施工指導も行っておりますので、初めてでも安心してご採用いただけます。

価 格

全住協ビジネスネットワーク特典

特別価格

問合せ先 チーフ：根岸 秀子

T E L 03-6825-1500

E-mail info@yukaurara.jp